Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和5年1月27日 道路局路政課

「新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための沿道飲食店等の路上利用に伴う道路占用の取扱いについて」の終了等について ~経過措置の対象を除き緩和措置を令和5年3月31日で終了します~

国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占用許可基準の緩和措置を行っているところです。その緩和措置の占用期間について、現下の状況を踏まえ、歩行者利便増進道路制度への移行中のものへの経過措置を除き、予定通り令和5年3月31日に終了することとします。

また、地方公共団体に対しても本取組を参考として歩行者利便増進道路制度への円滑な移行に向けた取組を行うよう要請しています。

経過措置の具体的内容

別紙のとおり

※ 今回の通知文書については、以下のホームページにおいて公表します。

https://www.mlit.go.jp/road/senyo/03.html

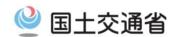
<お問い合わせ先>

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室 担当 大道、嶋村 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8111 (内線:37362、37363)、03-5253-8481 (直通)

FAX: 03-5253-1616

経過措置の具体的内容



別紙

令和5年3月31日をもって現行のコロナ占用特例を終了但し、歩行者利便増進道路制度(以下、「ほこみち」という。)への円滑な移行のため、経過措置を6か月措置 (令和5年9月30日まで)

現行のコロナ占用特例

対象

下記に該当するものは、<u>新規でも</u> 無余地性の特例を認め占用許可

- ① 新型コロナウイルス感染症対策のための 暫定的な営業であること
- ②「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること
- ③ テイクアウト、テラス営業等のための 仮設施設の設置であること
- ④ 施設付近の清掃等にご協力いただけること

占用料 免除

(ほこみちの占用料<u>(10%)</u>もコロナ占用 特例を実施している間免除)

令和5年4月1日以降経過措置

対象

終了時に<u>コロナ占用特例が既に利用されており、</u> 道路管理者がほこみちへの移行手続中のものに限定

(参考) コロナ占用特例からほこみちへの移行例(市道三宮中央通り線)(神戸市)(令和3年2月にほこみち指定)





円滑な移行に配慮し措置

占用料

ほこみちと同様に政令で定める額の<u>10%</u> (ほこみちにかかる占用料も、徴収開始)

※ 地方公共団体が道路管理者となる場合において、国のコロナ占用特例制度と同様の措置を実施している例もあるところ、 これらの団体の参考となるよう、本措置について地方公共団体にも通知